

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	道路事業					
地区名	一般県道東七根藤並線 <small>ひがしななねふじなみせん</small>					
事業箇所	豊橋市東七根町～天白町 <small>ひがしななねちょう てんぱくちょう</small>					
事業のあらまし	<p>一般県道東七根藤並線は、豊橋市中心市街地と国道 42 号を南北に結ぶ幹線道路である。また、第二次緊急輸送道路に位置づけられており、更に当該路線沿いには名豊道路七根インターチェンジや防災道の駅「とよはし」があることから、防災上重要な路線である。</p> <p>当該事業区間は、歩道未整備区間があるにもかかわらず、道の駅開駅後は交通量も増加していることから歩行者の通行が危険な状態となっている。</p> <p>このため、緊急輸送道路ネットワークの強化を目的として、一般県道東七根藤並線の現道拡幅を実施するものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>(1) 地震・津波対策（緊急輸送道路ネットワークの強化）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費	内訳				
	14.0 億円	■工事費 9.9 億円、■用補費 3.1 億円、■その他 1.0 億円				
事業期間	採択予定年度	2021 年度	着工予定年度	2022 年度	完成予定年度	2028 年度
事業内容	現道拡幅（延長：0.5km、車線数：2車線、幅員：20m）					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>(1) 地震・津波対策</p> <p>・第二次緊急輸送道路に位置づけられており、当該路線沿いには名豊道路七根インターチェンジや防災道の駅「とよはし」があることから災害時の円滑な通行機能を確保する必要性がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p>			<p>【理由】</p> <p>・緊急輸送道路ネットワークの強化及び沿線に公共施設が位置する区間の安全性向上のため、事業が必要である。</p>

②事業の実効性	1) 事業計画	【事業計画】								
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	合計	
	工種 区分	調査・設計	←		→					14.0
		用地補償		←		→				
工事				←				→		
・土工				←				→		
・橋梁工					←			→		
	・舗装工						←	→		
	事業費（億円）	9.0			5.0			14.0		
	2) 地元の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体から早期整備の要望を受けている。また、本事業区間は都市計画決定された道路であり、計画に対する沿線地権者の認知はされている。 ・早期に事業説明会を開催し、沿線地権者の理解を得る。 								
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。							
		【理由】 ・円滑な事業推進に向けた環境が整っており、事業の実行性が確保されている。								
III 対応方針（案）										
	事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。								
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容										
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 交通量（全車、大型車）、旅行速度、混雑度、安全性の改善状況										